

# **小諸市自治基本条例逐条解説**

**平成 22 年 4 月 1 日**

**小諸市**

## はじめに

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、地域の特性を活かしたまちづくりが進められる中、行政だけではなく、そこに住む人やそこで働く人たち（合わせて「市民」）によるまちづくりへの参加が重要度を増してきています。

しかしながら、地方自治の根拠となる「地方自治法」においては、自治体の組織や運営に関する事項などについては規定されていますが、住民参加や協働などの、現在の自治運営にあたって大変重要な事項に関しては規定されていません。このことから、自分たちのまちをどの様にし、どの様な自治を行っていくのかといったことを自分たちで考え、選択し、決定していくためのルールを整備する必要性が高まってきました。

このような状況の中で、小諸市では市民参加や協働といったまちづくりの基本となる「自治基本条例」制定への取り組みを平成 19 年度より進めてきました。平成 19 年度には 2 回の市民学習会を開催して自治基本条例への理解を深め、平成 20 年度には、8 回の市民会議、2 回の市民会議高校生編などを開催し、自治の課題の洗い出しなどを行いました。平成 21 年 3 月からは、公募市民、市議会議員、市職員の合計 20 名で構成するワーキンググループを立ち上げ、10 回の会議を重ねる中で素案を作成し、市民フォーラムや公聴手続により市民の皆さまからご意見いただきまして、第 11 回ワーキンググループで小諸市自治基本条例（案）をまとめました。

そして、協働でつくりあげた自治基本条例（案）は、平成 22 年 3 月議会で審議され、賛成多数により可決、平成 22 年 4 月 1 日施行となりました。

小諸市自治基本条例には、市民がまちづくりに参加し、決定し、行動するために欠くことのできない情報公開や説明責任などを市議会や市の執行機関の責務として規定しています。一方で市民にも責任を持った発言と行動を求めています。そして、まちづくりの担い手として大きな役割を果たす市民活動団体や今まで小諸市の条例等に規定のなかった区についても、その位置づけを規定し、主体それぞれがお互いを尊重しながら責任を果たして進めていく協働のまちづくりを規定しました。

また、市政運営の根幹である二元代表性を補完する「住民投票」についても規定しています。重大な課題を解決するための最終的な住民意思の確認手段となる住民投票の権利は、広く意見を求めることがの重要性や将来への意識の醸成が図れることから、満 16 歳以上と規定しました。

今後は、市民、市議会、市の執行機関がこの条例を共有し、条例の趣旨を尊重しながら協働のまちづくりを進めることによって、小諸市の自治の発展をめざします。

# 自治基本条例の構成

## 前 文

章	節	条
1 総則		1 目的 2 条例の位置付け 3 用語の定義 4 自治の基本原則
2 各主体の権利、役割及び責務	1 市民	5 市民の権利 6 市民の役割
	2 市民活動団体	7 市民活動団体の役割
	3 区	8 区等の役割 9 区への加入
	4 事業者	10 事業者の役割
	5 市議会	11 市議会の責務 12 市議会議員の責務 13 市議会事務局の職員の責務
	6 市の執行機関	14 市の執行機関の責務 15 市長の責務 16 市の執行機関の職員の責務
3 市政運営		17 市長の公約 18 総合計画 19 財政運営 20 行政評価 21 附属機関等 22 情報公開及び説明責任 23 応答責任 24 個人情報保護 25 公聴手続 26 行政手続 27 他の自治体との連携
4 参加と協働		28 参加と協働の推進 29 まちづくりにおける連携
5 住民投票		30 住民投票 31 住民投票の請求
6 その他		32 条例の見直し

# 小諸市自治基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 各主体の権利、役割及び責務

　第1節 市民（第5条・第6条）

　第2節 市民活動団体（第7条）

　第3節 区（第8条・第9条）

　第4節 事業者（第10条）

　第5節 市議会（第11条－第13条）

　第6節 市の執行機関（第14条－第16条）

第3章 市政運営（第17条－第27条）

第4章 参加と協働（第28条・第29条）

第5章 住民投票（第30条・第31条）

第6章 その他（第32条）

## 前文

小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ、と文豪島崎藤村に詠われた私たちのまち小諸市は、雄大な浅間山に抱かれ、千曲川の清流を望む自然豊かな高原の城下町です。今まで先人たちのたゆまぬ努力により豊かな自然が守られ、歴史、文化、産業が育まれ、多様で個性あふれる地域社会が築かれてきました。

私たちは、先人たちが守り育ててきたものを大切にし、更に「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちづくりを進めていかなければなりません。

いまわが国では、だれもが生き生きと暮らし続けていける地域社会をめざして、人々の暮らしにより近い自治体にできる限りの行財政の権限を移し、人々の知恵と工夫と参加によって、地域に最もふさわしい公共サービスが多様な姿で展開されるように、国のかたちを新しいかたち「分権型社会」に創り直す取り組みが進められています。

私たちは、自分たちのまちは自分たちでつくる「分権型社会」をこの小諸の地で推進していくため、これまで自治の担い手として重要な役割を果たしてきた市民活動団体や区などの地域自治組織と共に、自治の新たなあり方を模索する道を歩みはじめました。市議会や市長をはじめとした市の執行機関も、市政運営における新たな責任を果たしていく必要があります。

めざすべき新しい小諸を実現していくためには、多くの困難がありますが、未来の小諸の人々のために、私たちは強い決意をもって乗り越えていかなければなりません。

ここに私たちは、市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくることを自治の基本理念とし、小諸市の自治の更なる発展をめざして小諸市自治基本条例を制定します。

## 【解 説】

前文では、自治基本条例制定にあたっての背景や基本的な考え方を明らかにしています。

市民憲章に謳われる「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまちを掲げ、最終段落でその総称を「暮らしやすい地域社会」としています。

第3段落では、現在が分権型社会への過渡期であることを示し、第4段落では小諸市における分権型社会への新しい取り組みが始まっていることを示して、市議会と市の執行機関の責任を明らかにしています。

第5段落では、新しい小諸市実現への決意を表し、最終段落では、「市民一人ひとりが自治の主体であることを自覚するとともに、自らの意思と責任において主体的に行動し、互いに暮らしやすい地域社会を協働でつくること」を自治の基本理念として掲げています。

# 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、自治の発展をめざすことを目的とします。

## 【解 説】

自治基本条例が規定する内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしています。

市民、市議会、市の執行機関が果たす役割や責務、市政運営にあたっての基本的事項を、より良い小諸市をつくっていくためのルールとして自治基本条例へ定めることを趣旨としています。

また、このルールに基づく運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした協働のまちづくりを推進し、自治の発展をめざすことを目的として規定しています。

なお、この条例で言う自治、まちづくりについては第3条の用語の定義で、協働については第28条第2項で定義しています。

## (条例の位置付け)

第2条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。

- 2 市議会及び市の執行機関は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。
- 3 市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

## 【解 説】

自治基本条例を自治の最高規範として位置づけ、自治に関わる各々がこれを誠実に遵守することを規定しています。

第2項では、法解釈上条例同士には上下関係がないことから、他の条例や規則等を

制定、改廃する場合にはこの条例の趣旨を尊重して、この条例との整合を図ることを規定し、本条例が小諸市における最高規範であることの位置づけを確保しています。

第3項では、小諸市の具体的な政策を推進していくための総合計画等の策定や事業の実施においても、この条例に定める事項との整合を図ることを規定し、政策面においての最高規範性も確保しています。

### (用語の定義)

第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。
- (2) 住民 本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む。）をいいます。
- (3) 市民活動団体 ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。
- (4) 区 本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいいます。
- (6) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます。
- (7) まちづくり 地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。
- (8) 自治 自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うことをいいます。
- (9) 参加 まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。

### 【解説】

自治の基本となるキーワードや共通の認識が必要な用語の意義を明らかにしています。

第1号「市民」とは、小諸市に住民登録を行っている人だけではなく、小諸市で働く人や学ぶ人、活動する人や団体等と定義しています。このように、市民を広く定義したのは、小諸市における課題の解決等のまちづくりを進めるにあたっては、小諸市に關係する様々な人の協力なくしては成し得ないことから、その権利や役割を規定する必要があるとの認識に基づくものです。

第2号「住民」とは、住民登録を行っている人（定住外国人を含む。）と定義しています。これは、住民登録を行うことにより市民税等の納税負担の義務が発生することから、市政に最も關係する人として、広く定義した市民の権利とは別の権利として、本条例内で住民投票権を規定するために定義したものです。ここでは、小諸市内に住所を有する外国人も、小諸市を構成する一員であることを規定しています。

第3号「市民活動団体」とは、ボランティア団体等を指しています。ボランティア団体等は、まちづくりの担い手として欠かせない存在であることから、その役割を自治基本条例に規定するため、自主的に公益活動を行う組織として定義しました。

第4号「区」とは、地域における住民同士が自治意識に基づいて主体的に活動する、いわゆる「自治会」といった地縁を基盤とした組織を指しています。小諸市に住む人にとって最も身近な組織とも言え、公共サービスの一部受託や地域防災・防犯といっ

た区の活動は、地域の課題解決のためには欠かせない存在となっています。区に関しては、小諸市での認識は高いものの、今までその存在の位置づけが、条例等に全くされていませんでした。自治基本条例では、区がまちづくりの主体のひとつであることの存在を初めて位置づけ、その役割を規定しています。

第5号「事業者」とは、市民だけでなく市内で事業活動を行う事業者も、その社会的責任を自治基本条例に規定する必要があることから、定義によりその存在を明らかにしています。

第6号「市の執行機関」とは、市の代表者としての市長をはじめとする地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定されている執行機関のことを指し、ここでは小諸市における執行機関の全てを記載しています。

第7号「まちづくり」とは、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みとして、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動も含めた広い定義としています。

第8号「自治」とは、自分たちの意思と責任に基づいて行うまちづくりとして、日本国憲法92条に規定されている地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」の両方を指しています。

第9号「参加」とは、暮らしやすい地域社会の実現のために、まちづくりの企画立案から実施及び評価までのすべての過程において主体的に市民が関わることと定義しています。関わり方には様々な形態がありますが、市の審議会へ委員として加わることなどは、市政への参加の一つになります。

### (自治の基本原則)

第4条 自治の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民主体の原則 市民は、それぞれが主体であることを自覚し、互いを尊重しながらまちづくりを進めます。
- (2) 参加と協働の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。
- (3) 情報共有の原則 市民、市議会及び市の執行機関は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

### 【解説】

前文に規定する基本理念や第1条の目的の実現に向け行動していくにあたっての、みんなで守っていく基本的なきまりを規定しています。

第1号では、市民がまちづくりの主体者であることを明らかにするとともに、まちづくりにあたっては、それぞれの立場や役割を互いに尊重しながら進めていくことを掲げています。

第2号では、多様化してきている地域課題や市民ニーズへは、市議会や市の執行機関だけでは対応が困難であり、これらの解決のためには協働することが必要不可欠となってきたことから、まちづくりを進めるにあたっては協働を基本とすることを掲げています。協働は、市の執行機関と市民のほか、市民同士や更には複数での協働など広い意味のものとなります。

第3号では、まちづくりにあたって必要不可欠な情報の共有を規定しています。課

題や目的などの情報共有は協働を進めていくための大前提となるものです。主体それぞれが、情報の発信者、受信者となります。

## 第2章 各主体の権利、役割及び責務

### 第1節 市民

#### (市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。
- 2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

#### 【解説】

まちづくりにあたって、市民が有する権利を記しています。

第1項では、住民投票や審議会の委員といった具体的な市政への参加のほか、多様な協働の場への参加の権利を規定しています。権利として規定することにより、参加しない権利も持ち合わせ、参加しないという選択によって不利益を受けるものではないことも表しています。

第2項では、第1項の参加のために、まちづくりに関する情報を受け取るだけではなく、自らも積極的に情報を取得できることを権利として規定しています。

なお、憲法や法律で当然に保障されている様々な市民の権利については、ここで改めての規定はしていません。

#### (市民の役割)

- 第6条 市民は、互いに暮らしやすい地域社会を実現するよう努めるものとします。
- 2 市民は、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

#### 【解説】

基本理念や目的の実現に向け、市民が果たす役割を規定しています。権利を行使するにあたっては、その役割を果たすことが前提となります。

第1項では、自分だけではなくお互いに暮らしやすい地域社会を実現することへの努力を規定しています。

第2項では、当然のことですが、それぞれが責任をもって参加することによってまちづくりが成り立つことを表しています。

### 第2節 市民活動団体

#### (市民活動団体の役割)

- 第7条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。

#### 【解説】

地域課題の解決などまちづくりを進めるにあたっては、ボランティア団体等の市民活動団体の役割は欠くことができず、その存在は地域社会の重要な担い手となってきています。ここでは、市民活動団体がその特性に応じた役割の中で、まちづくりを進めていくことを規定します。

### 第3節 区

#### (区等の役割)

- 第8条 区は、対象地域における共通課題を解決し、福祉の向上を図ります。
- 2 区は、まちづくりを推進するため、対象地域に住む人等の意見の把握と集約に努めます。
- 3 区は、対象地域に住む人等の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めなければなりません。
- 4 区長は、区の代表者として、第1項の目的の達成に努めます。

#### 【解説】

いわゆる自治会は、「対象とした地域」のまちづくりを行うための組織といえます。今まで、このように地縁により結びついた区の組織に関しては、条例等による位置づけがされていない状態でしたが、第1項により、対象地域における共通課題の解決と福祉の向上を目的とした公共的な組織として、その存在が位置づけられました。

第2項では、区の活動が、その構成員である対象地域に住む人の総意によって行われなければならないことを示し、意見の把握と集約への努力を規定しています。なお、住む人とは、住民登録の有無ではなく、対象地域に住んでいる人を指しています。各区の地域特性により、別荘所有者や事業者も対象としている場合もあります。

第3項では、対象地域に住む人が区へ参加するための機会の確保と活動を行うための環境づくりなど、区側が果たす責任を規定しています。

第4項では、区長を、区の代表者として位置づけました。

#### (区への加入)

- 第9条 本市に住む人は、前条第1項の目的を達成するため、区へ加入しなければなりません。

#### 【解説】

区は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域を作り出していくためには、地域の人たちの話し合いの積み重ねと地道な活動がなければ成しません。このことから、小諸市に住む人はその地域の区へ加入して、地域の自治活動に参加するべきであるという理念を決意として規定しています。またその決意を掲げることによって、市の執行機関はもとより関係する各主体が地域課題の解決に向け努力していくための原動力となる規定になります。

### 第4節 事業者

#### (事業者の役割)

- 第10条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。

#### 【解説】

社会経済活動を行う事業者も地域社会の一員との考え方から、その役割の自覚とまちづくりへの貢献について規定しています。

## 第5節 市議会

### (市議会の責務)

- 第11条 市議会は、市民を代表する意思決定機関として、市政を監視及び評価し、適切な市政運営を確保しなければなりません。
- 2 市議会は、自治の発展のため、市民の意思を的確に把握し、政策の積極的な立案及び提言に努めなければなりません。
- 3 市議会は、市民に積極的に情報公開し、市民参加による開かれた議会運営を行わなければなりません。

### 【解説】

地方公共団体の長とともに市民を代表する機関である市議会の責務を記しています。

第1項では、市議会は市民を代表する意思決定機関であることから、市民の意思が適切に市政に反映されているか、市政を監視し評価することを責務として規定しています。

第2項では、市議会自らも市民の意思を的確に把握した政策の立案と提言を積極的に行うことを規定しています。

第3項では、市民の知る権利への対応として、市議会が保有する情報の積極的な発信、また、本会議や常任委員会、特別委員会の原則公開などを行うことにより、開かれた議会運営をめざすことを規定しています。

### (市議会議員の責務)

- 第12条 市議会議員は、市議会の責務を自覚し、政治倫理の確立に努め、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければなりません。

### 【解説】

市民を代表し議会を構成する市議会議員の責務を記しています。

ここでは、前条に規定されている市議会の責務の自覚と誠実な職務の遂行を市議会議員に求め、市議会議員としての政治倫理の確立への努力を規定しています。なお、政治倫理に関する細かな内容は、小諸市政治倫理条例に規定されています。

### (市議会事務局の職員の責務)

- 第13条 市議会事務局の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に市議会の活動を補佐しなければなりません。

### 【解説】

市議会事務局は、住民の代表である市議会議員の活動をサポートするため、市の執行機関とは独立した機関として設置されています。ここで、市の執行機関の職員とは別の機関の職員としての能力向上への努力と市議会活動の補佐を責務として規定します。

## 第6節 市の執行機関

### (市の執行機関の責務)

- 第14条 市の執行機関は、市民の福祉の向上を図るため、その事務を自らの判断と責任において誠実に執行しなければなりません。

## 【解 説】

地方自治法第138条の2で規定している執行機関の義務に基づき、市の執行機関の責務を規定しています。

### (市長の責務)

第15条 市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

## 【解 説】

市長は、市民の信託を受けた者として、その信託に応える義務があり、また、市民の意向を重視しながらまちづくりに取り組んでいく必要があることを責務として規定しています。

なお、具体的な市民との対話の方法については、更に個別の条例や規則を制定し、制度として確立していくかなければなりません。

### (市の執行機関の職員の責務)

第16条 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

## 【解 説】

市の執行機関の職員は、市民全体の奉仕者として、職務に必要な知識を自ら得るために、積極的に情報を収集し、能力を向上させていく必要があります。ここでは、職員としての自己啓発への努力義務のほか、職務へは誠実に効率よくあたることを責務として規定しています。

## 第3章 市政運営

### (市長の公約)

第17条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

## 【解 説】

市長選挙立候補者が掲げる公約は、一般的な公約と、政策の理念と目標を明確にし、その達成の期限や予算を示した検証可能な公約（マニフェスト）とがあります。どのような公約を作成するかは、候補者の持つ権利であり、また、どの公約を選択するかは市民が持つ権利です。しかしながら、当選した際、市長には、掲げた公約を実現していく責任があります。

1項では、市民が信託した公約の実効性を高めていくものとして、公約を総合計画に反映させることを規定しています。なお、小諸市では、平成20年度策定の総合計画から、その計画年を市長任期に合わせたものとしています。

2項では、検証可能な公約を掲げた場合に、その達成状況を年1回以上公表することとして、情報提供の責任を果たすものとしています。また、検証可能ではない、いわゆる公約の場合は、その公約自体の検証が難しいことから、総合計画に反映させ、

行政評価等を実施して市民に公表することにより達成状況に関する情報提供の責任を果たすことになります。

### (総合計画)

- 第18条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。
- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。
- 3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表します。
- 4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

### 【解説】

地方自治法には、市町村は、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、基本構想を定め、これに即して事務を処理することと規定されています。自治基本条例では、この規定に基づき、基本構想だけでなく具体的な施策を記した基本計画も含めたものを総合計画として位置づけ、これを策定することにより計画的な市政運営を推進していくことを規定しています。

第2項では、総合計画の策定にあたっては、市長が計画に関する情報を説明会、公聴手続などによって市民に積極的に提供することで意見を伺い、その意見を総合計画に反映させていくことを規定しています。

第3項では、策定した総合計画について、進捗状況も含めて、市民に分かりやすく情報を提供することを規定しています。

第4項では、総合計画が複数年にわたるものであることから、社会情勢や市民ニーズの変化に迅速に対応するため、その内容について検証し、必要であれば見直しを実施していくことを規定しています。

### (財政運営)

- 第19条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。
- 2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

### 【解説】

財政運営は、政策展開の最上位に位置づけられる総合計画に基づき、計画的に行われなければなりません。ここでは、限られた財源を有効に活用することによる健全財政への努力を規定しています。

第2項では、市政運営の透明性の確保と市政への市民参加のための情報提供として、財政に関する情報を分かりやすく公表することを規定しています。議会においても会計監査を実施することから、市議会による公表も規定しています。

### (行政評価)

第 20 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

### 【解説】

効率的、効果的な行政運営を推進していくためには、実施した事業の評価を確実に実施し、見直し、その結果を総合計画の進行管理や予算編成などに反映させていくことが必要です。行政評価を確実に行うことにより、計画、実施、評価、見直しといったサイクルを定着させる規定になります。また、市の執行機関が行う自己評価ではなく、市民参加による評価を実施し、情報共有の原則から、その結果を市民に分かりやすく公表することを規定しています。

なお、小諸市では現在、行政評価実施のための要綱等がありませんので、この規定に基づき、今後、行政評価の仕組みを整備していくことになります。

### (附属機関等)

第 21 条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

- 2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。
- 3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。
- 4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

### 【解説】

地方自治法に規定されている総合計画や都市計画の審議会などの附属機関へ委員として加わることも市民参加の一つの方法です。ここでは、市の執行機関が附属機関等を組織する場合には、原則として市民からの公募による委員を加えることを規定し、市民が市政へ参加する権利を確保しています。

第 2 項では、附属機関の構成については、その目的により男女の比率や他の附属機関の重複などに留意し、中立な立場で多様な人材の登用に努めることを規定しています。

第 3 項では、附属機関等の会議の時間や場所などの設定により、予め参加する人が限定されるものではなく、多くの市民が参加を検討できるよう開催方法等に配慮することを規定しています。

第 4 項では、附属機関の委員としてだけではなく、会議の傍聴や会議録等を見るといった形の市政参加の権利確保のため、原則として会議を公開することを規定しています。

### (情報公開及び説明責任)

第 22 条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

## 【解 説】

市政に関する情報は、市民との共有財産です。施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において、適切な情報の提供や公開を行い、説明することを、市議会と市の執行機関が果たす責務として規定しています。積極的な情報の発信による市民との情報共有を進め、また、文書の公開請求といった制度の活用により市民からの求めに適切に応じることも示しています。市民の知る権利に対応したものとなっています。

### (応答責任)

第 23 条 市議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答します。

## 【解 説】

市民から寄せられる意見や要望等に対して、市議会や市の執行機関は、迅速かつ誠実に応答する義務と責任を負っていることを記しています。

### (個人情報保護)

第 24 条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないよう、適正に個人情報を取り扱います。

## 【解 説】

情報の提供や公開を積極的に行う中で、特に配慮しなければならないのが個人情報になります。個人の権利や利益が不当に侵害されることがないよう、適正な取り扱いを規定しています。

なお、詳細については、小諸市個人情報保護条例に規定されています。

### (公聴手続)

第 25 条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けます。

2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表します。

## 【解 説】

市政に係る重要な施策や、その案の公表と市民が意見を述べることができる機会の確保を規定しています。

第 2 項では、第 1 項により提出された意見について、その採否及び理由を公表するとして、施策の決定過程の透明性を確保する規定となっています。

意見募集の期間や公開の方法については平成 30 年 4 月に「小諸市市民参加手続ガイドライン」を策定し、運用しています。

### (行政手続)

第 26 条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るために、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保します。

## 【解 説】

行政手続に関するルールを予め市民に明らかにすることにより、市民の権利利益の

保護と行政の透明性を確保することを目的とした規定になります。

なお、行政手続に関する詳細は、小諸市行政手続条例に規定しています。

#### (他の自治体との連携)

第 27 条 市議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化、市民サービスの向上等をめざし、他の地方自治体との相互協力、連携に努めます。

#### 【解 説】

市議会や市の執行機関は、自らの責任によって地域課題の解決に取り組むことが原則ですが、複数の市町村で取り組むことにより効率化が図られたり、市民サービスが向上したりする場合があります。軽井沢町や御代田町と行っている共同事業などや姉妹都市など遠方の自治体との災害時の協力協定などがそれにあたります。ここでは、市単独では解決が難しい課題の解決などに向け、それぞれの自治体の特性に応じた役割により、連携、協力していくことへの努力を規定しています。

## 第4章 参加と協働

#### (参加と協働の推進)

第 28 条 市の執行機関は、市民の意見が市政へ適切に反映されるよう、市政への市民参加を推進します。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの役割と責任に基づき、相互に補完し、協力して行動する協働のまちづくりを推進します。
- 3 市議会及び市の執行機関は、協働のまちづくりを推進するため、必要な施策を講じます。
- 4 市の執行機関は、協働のまちづくりの推進にあたっては、市民の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援します。

#### 【解 説】

市政へは、主権者である市民の意見を適切に反映させることができることが大切であり、そのためには、市民の市政への参加は欠くことができません。審議会の委員や説明会への出席、アンケートへの協力など参加の形態は様々ですが、第 1 項では、これらの方法により市民参加を推進していくことを規定しています。今後、この条文に基づき、市民参加条例といった市民参加のあり方や具体的な手続を示した制度の整備を進めていくことになります。

第 2 項では、自治の基本原則に規定している協働のまちづくりを推進するための基本的なルールとして「協働は役割と責任に基づいたものであること」と「お互いに補完し合い、協力するものである」ことを規定しています。

第 3 項では、協働していくための施策の推進を規定しています。今後、市の執行機関において、前項に示した基本的ルールを原則とした協働のためのルールブックづくりや拠点整備、専門窓口の設置などを進めていきます。

第 4 項では、協働を推進するにあたって、市の執行機関が市民の活動を支援することを規定しています。また、支援を理由にその自主性や自立性を損なうものであってはならず、その活動を尊重することも規定しています。

### (まちづくりにおける連携)

- 第 29 条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。
- 2 市の執行機関は、市民活動団体又は区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行います。
- 3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べることができます。
- 4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。

### 【解 説】

今日、地域の課題解決のために、大きな役割を果たす市民活動団体と区の連携したまちづくりの推進を規定しています。同じ目的をもってまちづくりに取り組む場合、お互いの役割の調整と連携が、大きな効果を上げるために必要不可欠です。

第 2 項では、第 1 項の連携のために、市の執行機関が要請に基づいて、調整会議を開催するなど調整役としての支援を行うことを規定しています。

第 3 項では、市民活動団体と区がその組織を構成する人の総意として、意見を市議会と市長へ述べられることを規定しています。

第 4 項では、市の執行機関の事務事業を、その役割に応じて市民活動団体や区へ委託できることを規定しています。なお、その場合は実施に必要な経費等についての措置を講じることとしています。

## 第5章 住民投票

### (住民投票)

- 第 30 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

### 【解 説】

現在、小諸市においては常設の住民投票条例が無いため、必要な場合には案件ごとに個別に住民投票条例を設置して住民投票を実施する形となっています。この場合、住民投票の実施にあたっては、まず議会議決を経て条例を設置することが必要となり実際の投票までには、多くの時間を要してしまいます。また、住民が住民投票を請求しても議会で否決された場合には実施することができません。この様なことから、小諸市自治基本条例では、住民投票の対象事項などを予め定めた常設の住民投票条例を今後設置することを前提として、条文を作成しています。

第 1 項では、市政に係る最重要事項について、住民の意思を広く確認する必要がある場合には、住民投票条例により市長が住民投票を実施することができるることを規定しています。

第 2 項では、住民への最終的な意思確認である住民投票の結果を、市民、市議会、市の執行機関は尊重しなければならないことを規定しています。

### (住民投票の請求)

- 第31条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。
- 3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。
- 4 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができます。
- 5 市長は、前3項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施するものとします。
- 6 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。
- 8 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【解説】

ここでは、住民投票の請求から実施までの大きな流れを規定しています。

第1項、第2項では、満16歳以上の住民の50分の1以上の連署により市長に対して住民投票の実施を請求することができ、請求があった場合は、意見を付けて議会に付議しなければならないことを規定しています。

年齢については、高校生もまちづくりに参加する具体的な権利を持つことにより、将来に対する意識の醸成が図れること、周囲も高校生がまちづくりへ参加するための環境づくりを意識できること、また、義務教育が終了していることなどから住民投票請求権を満16歳以上としました。なお、自治基本条例検討にあたっては、市内の2高校でワークショップを行い、79名より意見をいただきました。

第3項では、市議会での住民投票の発議要件を規定しています。議員定数の12分の1以上の賛成としているのは、地方自治法における議会での議員提案できる場合との整合を図ったためです。

第4項では、市長も自ら住民投票の実施を発議できることを規定しています。

第5項では、前3項の場合において、市議会で議決したときは、市長が住民投票を必ず実施することを規定しています。

第6項では、第1項の請求に係る署名数が、4分の1を超えたときには、住民投票を実施しなければならないとして、議会議決を経なくとも必ず実施される要件を規定しています。その要件を4分の1以上とした理由は、現行法の中で住民投票実施要件として一番ハードルが高い「議会の解散や長、議員の解職の請求の3分の1以上の連署」という要件と、一番ハードルが低い「50分の1以上の連署をもって合併協議会の設置を住民が請求し、それを議会が否決した場合、さらに6分の1以上の連署をもって住民投票を請求した場合には、必ず住民投票を実施しなければならない」としている合併の特例に関する法律の規定とを比較し、あくまで住民投票は、自治体運営の原則である二元代表制を補完すべきものであることから、住民が自ら選挙により選んだ市長や議員の解職の請求要件よりはハードルが低く、協議を始めるための協議会の設置の請求要件よりは厳しくする必要があると考え、住民の最終的な意思確認である住民投票が必ず実施される要件を解職等の請求の次に厳しい4分の1としました。

第7項では、住民投票請求権と同様に住民投票権を満16歳以上としました。

第8項では、必要な事項を別に条例で定めるとし、常設の住民投票条例を設置することを規定しています。(住民投票条例は平成22年12月27日に施行しました)

## 第6章 その他

### (条例の見直し)

第32条 市長は、4年を超えない期間ごとに、市民の参加により、この条例の評価及び検討を行い、必要な場合は、改正等の措置を講じます。

### 【解説】

小諸市の最高規範である自治基本条例が、最高規範として相応しいものであるか、社会情勢に適合しているか定期的に見直しを行う必要があります。少なくとも市長任期である4年に1回は見直すこととし、見直しにあたっては、市の執行機関だけでなく市民参加によって評価、検討を行うことを規定しています。定期的な見直しを行うことは、多くの市民の関心の向上や自治基本条例を共有する機会にもなります。

今後、見直しのための制度を確立していきます。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### 【解説】

第5章の住民投票については、第31条第8項において「別に条例で定めます。」とされています。自治基本条例公布の日から10月を超えない間に、住民投票に関する具体的な手続を定めた条例を整備し、制度を構築していきます。(住民投票条例は平成22年12月27日に施行しました)